

第5回香南市農業委員会議事録（令和3年5月）

1. 開催日時 令和3年6月3日（木） 午前9時4分から午前10時51分

2. 開催場所 香我美市民館1階 大ホール

3. 出席委員（36人）

農業委員（18人）

1番安岡洋光（会長職務代理）、2番加藤 明、3番藤村和明、4番石丸典男、5番松村一恵、6番溝渕洋介、7番矢野由美子、8番横田榮介、9番野島利英、10番井澤 傳、11番門脇芳充、12番百田順一、13番岡村 彰、15番柳本 章、16番三浦輝之、17番西村政吉、18番久武恵一、19番恒石 巖（会長）

農地利用最適化推進委員（18人）

1番乾 祐司、2番水田恭二、3番恒石 謙、4番小松正文、5番杉村敬介、7番小松英介、8番松山 好、9番宮崎誠二、10番小松達夫、11番村上信一郎、12番野嶋由慎、13番黒岩健志、14番岩川 覚、15番山本 智、16番柳本佳洋、17番末久直樹、18番河崎勝實、19番久武光顯

4. 欠席委員 14番近森一夫
6番高倉 享（推進委員）

5. 議事日程

（1）開 会（会長）

（2）議事録署名委員の指名 1番安岡 洋光 2番加藤 明

（3）議 事

議案第1号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明について

議案第5号 農地法第18条の規定による合意解約について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画（案）の決定について

その他の件 ①農地のあっせん申出について

②香南市都市計画審議会委員の推薦について

6. 委員以外の出席者 農業委員会事務局長 中邑 彰彦
農業委員会事務局主事 刈谷 弘法
農林水産課主査 久武 正和

7. 会議の概要

議長

ただいまから、第5回の香南市農業委員会を開催いたします。

今年は例年より一か月ほど早く梅雨入りしました。うっとうしい季節の到来です。この早い梅雨入りが農業等に影響がないこと、災害のないことを願うばかりです。委員の皆様には季節柄、何かとお忙しい中、ご出席をいただきご苦勞様でございます。

本日は、農業振興地域の除外申請の審議がございますが、その前に、本日の出席委員の報告を願います。

(開会 9 時 4 分)

事務局

本日の出席委員は17名です。香南市農業委員会総会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをご報告いたします。

なお、欠席の連絡がありましたのは14番農業委員と6番推進委員です。17番農業委員、1番推進委員、4番推進委員が遅れます。

議長

次に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。1番安岡委員、2番加藤委員を指名いたします。両委員さんよろしく願います。

本日は農振の除外審議のための現地確認がございましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、バスでの現地確認を自粛しましたので、よろしくお願いします。

議長

議案第1号農業振興地域整備計画の変更(前期)についてを議題といたします。それでは農林水産課より説明を願います。

農林水産課 それでは、香南市農業振興地域整備計画の変更につきまして、説明させていただきます。

今回、令和3年度前期の受付分としまして、農用地区域からの除外が17件、編入が1件の合計18件となっております。資料に基づいて説明させていただきます。表紙をめくっていただいて、まず全体位置図になります。除外案件17件のうち、野市町が10件、赤岡町が3件、香我美町2件、夜須町2件、編入の1件については夜須町となっております。

1ページをお願いいたします。整理番号1番になります。除外後用途は賃貸集合住宅地です。農地区分は第2種農地に該当します。変更面積は、3筆合計1,085㎡で、土地利用面積が1,000㎡を越え、香南市土地環境保全条例に該当するため、建設課担当者とも現地確認を行っています。除外の5要件について、すべて満たしており、隣接地同意書も提出されております。申請地は昭和35年頃から資材置場等として利用しており、申出人からは始末書が提出されております。2ページは土地利用計画図となっておりますので、ご確認をお願い致します。

続きまして、3ページをお願いいたします。整理番号2番になります。申請地は昭和47年頃から建物が建っている敷地の一部及び水路として使用しており、現況に合わせて地目変更するための申請です。変更面積は、3.56㎡です。4ページは現況図となっておりますので、ご確認をお願い致します。

5ページをお願いいたします。整理番号3番になります。除外後用途は1戸建て住宅地です。農地区分は、第1種農地に該当していますが、農地法施行規則第

33条第4号「住宅その他申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しております。変更面積は、1, 141㎡の内の231.41㎡です。除外の5要件についてもすべて満たしております。6ページは土地利用計画図となっておりますので、ご確認をお願い致します。

7ページをお願いいたします。整理番号4番になります。除外後用途は携帯電話無線基地局です。農地区分は、第1種農地に該当します。変更面積は、1, 894㎡の内の2.25㎡です。除外の5要件についてもすべて満たしており、隣接地同意書も提出されております。8ページは土地利用計画図となっておりますので、ご確認をお願い致します。

基地局につきましては農水省の農業振興地域制度に関するガイドライン上で基地局など開発行為の許可が不要で、農地転用許可も不要なものと位置づけられておりますので、今回5件同様の案件が出ておりますが、既に工事に着手しているところもあります。

続きまして、9ページをお願いいたします。整理番号5番になります。除外後用途は建売分譲住宅地です。農地区分は、のいち駅から850メートル以内にあるため、第2種農地に該当します。変更面積は、4筆合計で3, 124㎡となっており、香南市土地環境保全条例に該当するため、建設課担当者とも現地確認を行っています。除外の5要件について、すべて満たしており、隣接地同意書及び排水同意書も提出されております。10ページは土地利用計画図となっておりますので、ご確認をお願い致します。

11ページをお願いいたします。整理番号6番になります。除外後用途は賃貸集合住宅地です。農地区分は、のいち駅から850メートル以内にあるため、第2種農地に該当します。変更面積は、552㎡です。除外の5要件についてもすべて満たしており、隣接地同意書も提出されております。なお、排水同意書は取得中の状況です。12ページは土地利用計画図となっておりますので、ご確認をお願い致します。

13ページをお願いいたします。整理番号7番になります。除外後用途は携帯電話無線基地局です。農地区分は、第1種農地に該当します。変更面積は、755㎡の内の0.1193985㎡支柱一本分の面積です。除外の5要件についてもすべて満たしており、隣接地同意書も提出されております。14ページは土地利用計画図となっておりますので、ご確認をお願い致します。

15ページをお願いいたします。整理番号8番になります。除外後用途は携帯電話無線基地局です。農地区分は、第1種農地に該当します。変更面積は、955㎡の内の0.1193985㎡支柱一本分の面積です。除外の5要件についてもすべて満たしており、隣接地同意書も提出されております。16ページは土地利用計画図となっておりますので、ご確認をお願い致します。

17ページをお願いいたします。整理番号9番になります。除外後用途は1戸建て住宅地です。第1種農地に該当していますが、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しております。変更面積は、454㎡の内の337.13㎡です。除外の5要件についてもすべて満たしており、隣接地同意書も提出されております。18ページは土地利用計画図となっておりますので、ご確認をお願い致します。

19ページをお願いいたします。整理番号10番になります。除外後用途は携帯電話無線基地局です。農地区分は、第1種農地に該当します。変更面積は、2,749㎡の内の4㎡です。除外の5要件についてもすべて満たしており、隣接地同意書も提出されております。20ページは土地利用計画図となっておりますので、ご確認をお願い致します。

21ページをお願いいたします。整理番号11番になります。以降の22、23ページ、整理番号12、13番と3筆合わせての土地利用計画となっております、除外後用途は社会福祉施設（既存施設）の拡張及び施設利用者駐車場です。農地区分は、第1種農地に該当していますが、農地法施行規則第35条第5号「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。）」に該当しております。変更面積は、3筆合計5,934㎡となっております既存施設が13,000㎡を超えておりますので2分の1を超えない範囲となっております。香南市土地環境保全条例に該当するため、建設課担当者とも現地確認を行っています。除外の5要件について、すべて満たしており、隣接地同意書、排水同意書についても提出されております。24ページが整理番号11～13番合わせての土地利用計画図となっておりますので、ご確認をお願い致します。

25ページをお願いいたします。整理番号14番になります。除外後用途は1戸建て住宅地です。農地区分は、第1種農地に該当していますが、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しております。なお、この農地区分につきまして、36ページの一覧表での記載が抜けております。申し訳ございません。変更面積は、734㎡の内の389.19㎡です。除外の5要件についてもすべて満たしており、隣接地同意書も提出されております。26ページは土地利用計画図となっておりますので、ご確認をお願い致します。

27ページをお願いいたします。整理番号15番になります。除外後用途は携帯電話無線基地局です。農地区分は、第1種農地に該当します。変更面積は、86㎡の内の0.1193985㎡支柱一本分の面積です。除外の5要件についてもすべて満たしており、隣接地同意書も提出されております。28ページは土地利用計画図となっておりますので、ご確認をお願い致します。

29ページをお願いいたします。整理番号16番になります。除外後用途は1戸建て住宅地です。農地区分は、第1種農地に該当していますが、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しております。変更面積は425㎡です。除外の5要件についてもすべて満たしており、隣接地同意書も提出されております。30ページは土地利用計画図となっておりますので、ご確認をお願い致します。

31ページをお願いいたします。整理番号17番になります。除外後用途は、農業用倉庫及び山林です。変更面積は3筆合計1,066㎡です。申請地は20年以上前から農業用倉庫としての使用及びその周囲については山林となっております、現況に合わせて地目変更するための申請です。土地所有者は既にお亡くなりになり、相続財産管理人により申出がありました。32ページは農業用倉庫部分の土地利用計画図となっておりますので、ご確認をお願い致します。

続きまして33ページをお願いいたします。編入1番について説明します。

申請地は、現在所有者である申出人から貸し出され、借受人により隣接する土地と一体で農地として活用されております。今後も農地としての活用を続けられることから、この借受人への売却を予定しており、それに伴う編入の申出に至ったものです。変更面積は2筆合計1,814㎡となっております。

説明は以上になります。34ページ以降は一覧表になっておりますので、ご確認をお願い致します。

議長 農林水産課の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。

19番 推進委員 11～13番ですが、隣接地の同意はもらっているということですが、全部で
すか。

農林水産課 もらっております。

19番 推進委員 それと工事に入ってからのことになりますが、嵩上げすると聞いたのですが、
どれくらいなのか、土を持ってくる時、どの道を使うのかを調べておいてほしい。西の道路を使われると、水路も老朽化して壁が倒れてきているところもあり心配をしている。極力通ってほしくない。道路の構造なども調べておいてほしい。農家中心で成り立っているの、十分話をしてほしい。

農林水産課 嵩上げの高さについては、確認は取れていません、建設課、県にも事前の協議
をしていると言う事なので、そういったところも配慮して協議していくように確認をします。

事務局 確認ですが、申請地の西の道路が具合悪いと言う事ですね。申請地の南の東西
に走っている道路は大丈夫ということですか。

19番 推進委員 そうです。東から入ってくるのが望ましいと思います。道路の強度がわかりま
せんが、水路だけでなく道路の舗装が剥がれたり、歪んだりするかもしれない。今でも漏れていて水が中々来ない現状もある。今よりも悪くなる恐れもある。十分な説明をお願いしたい。

農林水産課 進入がどこからになるのか等、確認をしていき、周辺の農家への影響について
協議していきます。

議長 他にございませんか。

1番 編入の案件ですが、写真の位置関係がわかりにくいですが、ハウス全体が申請
地ですか。それともう1筆は雑種地のような、これを農用地へ編入はどうかと思
いしますが、お聞きしたい。

農林水産課 既にハウスが建っており、そのハウスの内、3棟が今回の部分になります。北
のハウスも含めて一体的に利用されております。もう1筆はハウスの土地と隣接
しており併せて売買するため、一緒に編入するという申請です。

1 番 撮影方向がわかりにくいです。

農林水産課 その隣にもハウスがあり、見難かったかもしれませんが、この方向からの撮影になりました。

議長 他にございませんか。

1 1 番 1 1 ～ 1 3 番の件ですが、7 階の建物が建つと言う事ですか。それについての
推進委員 日照権とかはどうですか。

農林水産課 7 階の建物が建って、他は駐車場という計画です。日照権については市や県に確認を取りながら進めていると聞いております。

1 9 番 建物は角に建てるということですか。後は駐車場ということですか。
推進委員

農林水産課 その計画です。

議長 他に質問はございませんか。

議長 ないようでしたら、採決に入ります。
本日、申請協議のありました農業振興地域の除外及び用途変更等案件について、お諮りします。
除外案件 1 7 件、編入案件 1 件、承認される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、本案件はすべて承認されました。。

議長 休憩します
 (休憩 9 : 4 2)

議長 会議を再開します。
 (再開 9 : 5 0)

議長 続きまして、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、受付番号 1 4 番の説明を致します。
申請地は夜須町西山字吉ヶ原 1 0 1 5 番、地目は田、面積 2,1 8 3 m²です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば 9 番農業委員さんお願いします。

9 番 問題はないと思います。

事務局 続きまして、受付番号 15 番の説明を致します。
申請地は吉川町吉原字外前川 1700 番 2 外 4 筆、地目は畑及び田、面積は 4,026 m²です。譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は贈与です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば 17 番農業委員さんお願いします。

17 番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号 16 番の説明を致します。
申請地は野市町中ノ村字上貝副 889 番 1 外 1 筆、地目は田及び畑、面積は 504 m²です。譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば 2 番農業委員さんお願いします。

2 番 譲受人の土地が隣接しており、現在も譲受人が耕作しておりますので問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号 17 番の説明を致します。
申請地は夜須町西山字前田 1341 番 1 外 2 筆、地目は田、面積は 3,606 m²です。譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば 7 番農業委員さんお願いします。

7 番 問題ないです。

事務局 続きまして、受付番号 18 番の説明を致します。
申請地は香我美町下分字フタマタ 1318 番 4、地目は畑、面積は 252 m²です。譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば 14 番農業委員が欠席ですので 14 番推進委員さんお願いします。

14 番
推進委員 問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号 19 番の説明を致します。
申請地は香我美町下分字平田 3155 番 1 外 10 筆、地目は田及び畑、面積は 17,306 m²です。譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には

該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば、続いて14番推進委員さんお願いします。

14番
推進委員 事務局の説明どおり問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号20番の説明を致します。
申請地は野市町土居字野崎972番4、地目は畑、面積は64㎡です。譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば2番農業委員さんお願いします。

2番 譲受人の作業場も北にあり、問題ありません。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。
3条7件、許可に賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手ということで、許可に決定いたします。

議長 続きまして、議案第3号農地法第5条の規程による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきまして受付番号18番の説明を致します。
申請地は、野市町西野字チノ丸796番1、地目は田、面積は1,340㎡です。
位置図及び配置図は1ページから3ページ、現況写真は1ページと2ページをご覧ください。
申請地は香南市役所本庁舎の北西約740mに位置し、譲受人が社宅建築及び資材置場を設置するものです。なお、申請地東側の譲受人名義の宅地である796番5と796番6については現在、既存の社屋が建築済みであり、本申請地と一体利用地として使用される予定です。
周囲の状況は、東は宅地および県道を挟んで宅地、西は青線・赤線を挟み同意のある田、南は宅地、北は同意のある田および、その北側は宅地です。
農地の区分としては、「香南市役所本庁舎から800m以内にある農地」で第2種農地に該当すると判断します。
造成につきましては、盛土が最大で50センチとし、切土はなく、社宅入り口付近はアスファルト敷き、駐車場や資材置場等は碎石敷きとして整地する計画です。
排水につきましては、位置図および配置図3ページのとおり、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、西側の青線へ排水し、雨水については雨水浸透枳を4ヶ所設

置し、溢れる分は生活雑排水と同様に西側の青線へ排水、および社宅建築敷地付近の一部の雨水は東側の既存宅地南側の宅地内側溝を通して東側県道側溝へ排水する計画です。

排水に関しては地元の排水同意と、県道管理者である高知県中央東土木事務所の排水同意を得ており、西側の青線への排水路設置については香南市住宅管財課より許可済み、一体利用地である東側宅地内社屋の浄化槽排水管の東側県道側溝への接続についても高知県中央東土木事務所より許可済みです。

また、開発に関して、香南市土地環境保全条例については、本年5月27日に開催されました開発審査会でもこの計画で承認を得ており、今後、香南市と開発協定を交わす見込みです。

補足説明があれば6番農業委員さんお願いします。

6番 事務局の提案通りで問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号19番の説明を致します。

申請地は、野市町東野字タノ丸144番2外1筆、地目は田、面積は登記面積が1,905㎡、実測面積が2,023.76㎡です。

位置図及び配置図は4ページから9ページ、現況写真は3ページと4ページをご覧ください。

申請地は、香南市役所本庁舎の東約360mに位置し、建売分譲住宅9棟とするものです。

農地の区分としては、「香南市役所本庁舎から800m以内にある農地」で、第2種農地に該当すると判断します。

周囲の状況は、東は公衆用道路を挟み同意のある田、西は譲渡人所有の田、南は香南市道を挟み同意のある田、北は同意のある田です。

造成につきましては、位置図及び配置図5ページから8ページの造成計画図のとおりで、現況高より20センチから68センチの嵩上げをし、宅地部分は土のままとして、新設道路はアスファルト舗装で整地する計画です。

排水につきましては、位置図および配置図9ページの排水計画図のように、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、新設道路側溝を通して南側市道側溝へ排水し、雨水については区画毎に雨水浸透枳を2つ設置し、溢れる分は生活雑排水と同様に排水する計画です。

排水に関しては地元の同意を得ており、南側香南市道への工事については香南市建設課より承認済み、赤線の整備工事については香南市住宅管財課より許可済みです。

また、開発に関して、香南市土地環境保全条例については、本年5月27日に開催されました開発審査会でもこの計画で承認を得ており、今後、香南市と開発協定を交わす見込みです。

補足説明があれば1番農業委員さんお願いします。

1番 事務局から詳しい説明がありました。別に問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号20番の説明を致します。

申請地は、吉川町古川字八幡前石ケ元193番4、地目は田、面積は342㎡です。

位置図及び配置図は10ページから12ページ、現況写真は5ページをご覧ください。

申請地は吉川駅の東約325mに位置し、貸人である母親の土地を借り受けて、借人が自己用住宅を建築するものです。

周囲の状況は、東は貸人所有の田および同意のある田、西と南は貸人所有の田で、さらにその西も同意のある田です。北は香南市道を挟み雑種地です。

農地の区分としては、「よしかわ駅から概ね300m以内にある農地」で第3種農地に該当すると判断します。

造成につきましては、盛土等の造成はありませんが、表土を剥ぎ取り、現地盤の高さまで全面碎石を敷いて整地する計画です。

排水につきましては、位置図及び配置図12ページのとおり、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、北側の市道側溝へ排水し、雨水につきましては敷地内北側部分は生活雑排水と同様に北側の市道側溝へ排水し、敷地内南側部分については自然浸透させる計画です。

排水に関しては地元の同意を得ており、北側市道側溝への排水管接続については香南市建設課より許可済み。また、北側市道からの進入口にはすでにコンクリート蓋が架かっており、進入口に対して新たな工事はありません。

補足説明があれば17番農業委員さんお願いします。

17番 問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号21番の説明を致します。

申請地は、野市町母代寺字シャカノ前210番1、地目は田、面積は372㎡です。

位置図及び配置図は13ページと14ページ、現況写真は6ページをご覧ください。

申請地は佐古保育所の北西約100mに位置し、貸人である祖父から土地を借り受けて、借人が自己用住宅を建築するものです。

周囲の状況は、東・西・北は貸人所有の田、南は香南市公衆用道路を挟み同意のある田です。

農地の区分としては、10ha以上の集団農地で第1種農地に該当しますが、農地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置されるもの」に該当し、不許可の例外に当たると判断します。

造成につきましては、全体を20センチから30センチの盛土を行い、人・車両通路および駐車スペースは土間コンクリート打ち、その他は碎石敷き又は芝生で整地する計画です。

排水につきましては、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、東側隣地の貸人所有の田の中にある既設側溝に排水し、その後南側の公衆用道路内に横断する既設排水管を通じて南側道路側溝へ排水され、雨水も同様の経路で排水されます。

排水に関しては地元の同意を得ており、東側隣地内にある既設側溝への排水についても所有者である貸人の同意を得ております。

また、申請地南側の公衆用道路は建築基準法上の道路ではありませんので、建築にあたっては建築基準法第43条第2項第1号の認定が必要となりますが、これについては高知県建築指導課より認定見込みがある旨を確認済みです。

補足説明があれば6番農業委員さんお願いします。

6 番 問題ないと思います。

事務局

続きまして、受付番号 2 2 番の説明を致します。

申請地は、野市町西野字チノ丸 7 7 0 番 2、地目は田、面積は 1 6 9 m²です。

位置図及び配置図は 1 5 ページと 1 6 ページ、現況写真は 7 ページと 8 ページをご覧ください。

申請地は香南市役所本庁舎の北西約 6 1 0 m に位置し、南側に隣接し譲受人が購入予定である宅地 7 7 0 番 1 の面積 3 2 7 m²のうち分筆予定の 2 7 7 . 1 3 m²内にある既存の中古住宅用の駐車場を設置するものです。

周囲の状況は、東は宅地、西は青線を挟み宅地、南は譲渡人名義であり、その一部を譲受人が購入予定である宅地です。北は香南市道を挟み 7 7 2 番 1 の同意の無い田ですが、この田と申請地との間の市道は、現況写真 8 ページの写真③のとおり、水路を含んで幅員約 5 メートルあり、また、本申請地は駐車場として使用する計画であり建築物等を設置するものではないこともあり、営農への影響は無いと判断します。

農地の区分としては、「香南市役所本庁舎から 8 0 0 m 以内にある農地」で第 2 種農地に該当すると判断します。

造成につきましては 3 0 センチ程度土砂で嵩上げをして、舗装はせずに表面を整地する計画です。

排水につきましては、駐車場ですので生活雑排水の発生はなく、雨水は自然浸透および溢れる分は北側の既設水路へ排水する計画です。

排水に関しては地元の同意を得ており、北側既設水路への排水口については水路の壁に既に切り欠きがあるため新たな工事はありません。進入口である北側市道へのグレーチング設置については香南市建設課より許可済みです。

なお、一体利用する南側宅地 7 7 0 番 1 のうち 2 7 7 . 1 3 m²、およびその上に建っている中古住宅については、現在の所有者である譲渡人より、本転用許可と同時に譲受人へ売却予定である旨の申述書も提出されております。

補足説明があれば 6 番農業委員さんお願いします。

6 番 問題ないと思います。

事務局

続きまして、受付番号 2 3 番の説明を致します。

申請地は、野市町西野字チノ丸 7 6 2 番 1、地目は田、面積は 1 6 7 m²です。

位置図及び配置図は 1 7 ページと 1 8 ページ、現況写真は 9 ページをご覧ください。

申請地は香南市役所本庁舎の北西約 5 8 0 m に位置し、東側に隣接する土地 7 6 2 番 1 5 と一体的に利用して譲受人が自己用住宅を建築するものです。

周囲の状況は、東は公衆用道路を挟み宅地、西は青線を挟み宅地および同意のある田、南は宅地、北は同意のある田、です。

農地の区分としては、「香南市役所本庁舎から 8 0 0 m 以内にある農地」で第 2 種農地に該当すると判断します。

造成につきましては北側及び西側に 3 0 センチの擁壁を設置して 3 0 センチの盛土をし、駐車場はコンクリート仕上げ、それ以外は碎石敷きで整地する計画です。

排水につきましては、生活雑排水は合併浄化槽を設置し、東側の公衆用道路の側溝へ排水。雨水も同様に東側道路側溝へ排水します。

排水に関しては地元の同意を得ており、東側の公衆用道路は私道ですが、排水管設置工事および排水に関しては管理者からの承諾済みです。同じく、東側私道は申請地への進入に使用しますが、これについても私道管理者より通行承諾済みです。

補足説明があれば6番農業委員さんお願いします。

6番 事務局の提案通りで問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号24番の説明を致します。
申請地は、吉川町古川字横屋敷1251番2外2筆、地目は田、面積は合計で3,315㎡です。

位置図及び配置図は19ページから22ページ、現況写真は10ページから11ページをご覧ください。

申請地はよしかわ駅の西南西約300mに位置し、賃借人は株式会社 轟組で、南国安芸道路工事のための土砂仮置き場として1年間の一時転用を行うものです。なお、申請地内には公図上 赤線・青線がありますが、この赤線・青線は現在払い下げ手続き中であり、払い下げ後は申請地と一体的に利用する計画です。

周囲の状況は、東は宅地および池沼および赤線・青線を挟み同意のある田と1223番2の同意の無い田です。西は赤線・青線を挟み同意のある田および香南市道をはさみ水道用地および同意のある田です。南は賃貸人所有の田および同意のある田、北は池沼です。

なお、東側の同意の無い田1223番2については位置図及び配置図22ページのとおりに被害防除計画と日影図が提出されております。

農振・農用地区域内の農地ですが、一時転用のため除外申請は必要ありません。

位置図及び配置図20ページの土地利用計画図のとおりに、現状地盤への造成と整地は行わず現状のまま使用しますが、仮置き用の土砂を高さ5メートルまで盛土します。

排水につきましては、生活雑排水は無く、雨水は全面自然浸透の計画です。ただし、本件は規模も大きく、申請地の西側の隣接地に青線もあり、表面の雨水が流入する可能性があるため、地元の排水同意も取得済みです。

申請地内にある赤線・青線の払い下げについては手続き中である旨を香南市住宅管財課へ確認済みです。

補足説明があれば17番農業委員さんお願いします。

17番 問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号25番の説明を致します。
申請地は、夜須町出口字梶ヶ向ヒ332番2、地目は田、面積は400㎡です。
位置図及び配置図は23ページと24ページ、現況写真は12ページをご覧ください。

申請地は高規格道路やすインターの芸西方面入口の東南東約480mに位置し、譲受人が自己住宅を建築するものです。

周囲の状況は、東は赤線・青線を挟み譲渡人所有の田、西は同意のある田、南

は譲渡人所有の田、北は水路および香南市道を挟み宅地です。

農地の区分としては、10ha以上の集団農地で第1種農地に該当しますが、農地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置されるもの」に該当し、不許可の例外に当たると判断します。

造成につきましては、20センチの盛土をおこない、西側および南側には20センチのコンクリートブロックを設置します。駐車場、自転車置き場はコンクリート仕上げとし、それ以外は碎石敷きで整地する計画です。

排水につきましては、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、北側の水路へ排水し、雨水も同様に北側水路へ排水します。

排水に関しては地元の同意を得ており、北側水路への排水管接続および進入のための通路橋設置については香南市建設課より許可済みです。

また、申請地と北側前面道路との間の水路は幅1メートルを超えており、直接の接道がとれておりませんが、これについては高知県より建築基準法第43条第2項第1号の認定済みです。

補足説明があれば9番農業委員さんお願いします。

9番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号26番の説明を致します。

申請地は、夜須町坪井字行間1374番1外12筆、地目は田、面積は登記面積が4,504.61㎡、実測面積が5,625.78㎡です。

位置図及び配置図は25ページから32ページ、現況写真は13ページから15ページをご覧ください。

申請地は、夜須公民館の北北西約760mに位置し香南市が認定こども園を建築するものです。

農地の区分としては、道路の東側の1446番については夜須インターから概ね300m以内にある農地で第3種農地に該当します。それ以外はその他の第2種農地に該当すると判断します。

周囲の状況は、北は青線赤線を挟み譲渡人所有の田、公衆用道路を挟み宅地及び同意のある畑及び道路、高規格道路です。東は市道を挟み宅地及び同意のある畑、南は市道を挟み、宅地、市営住宅です。赤線青線を挟み譲渡人所有の畑、田、西は譲渡人所有の田です。道路東側も同意のある畑です。

造成につきましては、位置図及び配置図27ページから31ページの造成計画図のとおりで、現況を0.2mから3m切土盛土をし、整地は、園庭は真砂土仕上げ、通路、道路及び駐車場はアスファルト舗装の計画です。

排水につきましては、生活雑排水は東側市道に埋設されている下水道管接続し処理、雨水は位置図及び配置図の32ページの排水計画図のように、敷地内に設置される水路へ排水し暗渠を通して南側市道側溝へ排水する計画です。敷地内水路には雨水浸透枳が11か所設置される計画になっています。

排水に関しては地元の同意を得ており、南側、北側、東側の香南市道拡幅等、改良については香南市建設課と協議済み、青線の整備工事及び青線赤線の用途廃止については香南市住宅管財課と協議済み、下水道管への接続等についても香南市上下水道課と協議済みです。

また、開発に関して、香南市土地環境保全条例については、本年5月27日に開催されました開発審査会でもこの計画で承認を得ております。

補足説明があれば9番農業委員さんお願いします。

9番 市の事業でもあり、事務局の説明どおり問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

19番 24番ですが、前に問題のあった違反転用の場所を変えて、ここに土を持って
推進委員 くると言う事ですか。

事務局 代替地として、ここを申請しているわけではありません。土はかなりの量が出るので、いくつも候補地を考えていると聞いております。
以前に深掘りで出ていた申請も昨日、県より一時転用の許可がおりています。

19番 近くに耕作している農地があります。申請地周りに青線がありますが、幅が狭く雨などの時、側溝に土が入らないように対策を取ってもらいたい。同意が取れていないところがあると言っていました。

事務局 写真10ページの黄緑で囲ったところですが、反対という訳ではなく、所有者と連絡が取れなかったという理由書が付いております。

19番 西の道からダンプも入ってくるだろうから、土砂の水路への流入がないような対策をお願いします。

事務局 申請者には、こういう意見が出ていたことは伝えます。現時点で確認しています土砂の流出対策としては盛土した後の法面は固める予定で、土質的にも舞うような土ではないという確認はしているとのことです。なお、意見があったことは伝えます。

議長 他に質問はありませんか。

議長 ないようでしたら採決に入ります。
5条9件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手ということで、許可に同意し意見書をつけまして、知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第4号非農地証明についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 非農地証明願につきまして説明を致します。議案書は10ページをご覧ください。
受付番号20番の説明を致します。
申請地は、野市町西野字カノ丸2001番および2002番、地目は田、面積は合計で240㎡です。
位置図は33ページ、現況写真は16ページをご覧ください。

申請地は平成２３年に申請者が相続しましたが、申請者の亡くなった父親が昭和３０年 月日不詳より居住用家屋および附属建物を建築して宅地となり、現在まで使用されております。

補足説明があれば３番農業委員さんお願いします。

３番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら、採決に入ります。
非農地証明１件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意ということに決定を致します。

議長 続きまして、議案第５号農地法第１８条の規程による合意解約についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号１０番の説明を致します。
申請地は野市町西佐古字新田１３１０番、地目は田、面積４,８６９㎡です。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃貸人の都合による解約です。新しい耕作者は決まっております。
続きまして、受付番号１１番の説明を致します。
申請地は野市町西野字カノ丸２２９５番外３筆、地目は田、面積は合計で、２,３５６㎡です。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約です。新しい耕作者は決まっております。
続きまして、受付番号１２番の説明を致します。
申請地は野市町東野字ソノ丸６６４番１、地目は田、面積１,３８８㎡です。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約です。新しい耕作者は決まっております。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

議長 ないようでしたら、お諮りいたします。
農地法第１８条による合意解約について３件、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしということで、申請どおり許可に決定いたします。

議長 議案書案件を終わりました承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたでしょうか。見ていない方は確認していただくようお願いします。
全員、確認していただいたでしょうか。
それでは、お諮りいたします。議案第６号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について、利用権の設定２５

件、中間管理事業による所有権の移転1件、利用権の設定1件、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、承認することとします。

議長 承認案件を終わりました。その他の件について①農地のあっせん申出について事務局より説明をお願いします。

事務局 農地のあっせん申出について、貸付けが1件、売渡が1件出ております。貸付は夜須町、売渡は吉川町になります。情報がありましたら事務局までお願いします。

議長 説明が終わりました。この件について、発言のある方はお願いします。

議長 ないようですので、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 続きまして、②香南市都市計画審議会委員の推薦について、事務局より説明をお願いします。

事務局 香南市都市計画審議会委員の推薦について説明します。
都市計画法第19条第1項により、都市計画を決める前に第三者からなる都市計画審議会の議を経て都市計画を定めることとなっています。
香南市都市計画審議会条例に基づき、現在有識者として農業委員から4名委員になってもらっております。
任期は2年で今年の7月1日から令和5年6月30日までです。メンバーとしては都市計画区域のある野市、香我美、夜須からと女性をとということで4名の人選をお願いします。
この審議会は、新たな都市計画の決定や都市計画決定の重要な変更があるときに開催されます。お手元の資料にもありますが都市計画決定されているものには、県が決定している高規格道路などの都市計画道路、のいち動物公園周辺の都市公園があります。市が決定しているものとしては汚物処理場(香南香美衛生組合)、公共下水道などがあります。
直近では、令和元年12月に市公共下水の統合による区域の変更にともない開催されておりまして、現委員さんも出席されていると思います。その前は平成24年に開催しておりまして、度々ある会ではありません。

議長 説明が終わりました。この件について、審議いたします。発言のある方はお願いします。

事務局 人選について各地区で相談していただければと思います。

議長 事務局より報告をお願いします。

事務局 ご意見をいただきまして、全員もう1期留任と言う事でよろしいでしょうか。

議事録署名人

議事録署名人

会 長